

各國の社会保険組織における
婦人被保険者の特殊な取扱について

國際労働事務局發行

「法と婦人労働」(一九三九年)より

労働省婦人少年局

保 險 の 範 疇		基 本 報 酬		掛 金 と 保 險 給 付		經 営 の 加 入	
強 制 保 險		任 意 保 險		金 掛		給 付 保 險	
○オーストリア(1) 有給の職についていても殆んどそれに依存していない。既婚婦人は俸給生活者のための保険には加入できない。 (2) 家庭を支えて中絶せられればならぬ既婚婦人は家庭外で一ヶ月五十時間以上雇用され一月八十シリング以上得ている場合のみ保険加入資格がある。 ○ドイツの無能力、老年及び死亡のための保険(1) 或種の仕事について婦人はカバールされるが名義上は同一業務であつても男子は保険されない。 (2) (例) 理髪、洗髪、アイロニかけ、裁縫等 ○英本國及びアイルランドの失業保険(1) 男子の看護人や見習生はカバールされるが女子はカバールされない。 (2) ドイツの失業保険(1) 男子の家事従事人はカバールされるが女子はカバールされない。		○英本國(1) 男子及び未婚婦人は被保険職業に従事しなくなつたときも任意の掛金者として健康保険を繼續することになり、或る既婚婦人はその資格がない。 ○アイルランド(1) 英本國の場合と同様であるが更に既婚婦人は寡婦孤児年金法の下にあり、被保険を繼續する権利を失う。けれども既にこの場合には被保険者に非ざる男子と結婚してゐる被保険者たる婦人は夫に任意の掛金者になる権利を与える。 ○ノルウェー、アイスランドの傷害保険(1) 男子と同等若くはそれ以上に収入を得てゐる婦人は基本報酬につき例外的に不利な取扱をうける。 (2) (例) ノルウェーの見習生、アイスランドの農業労働者 ○ネーデルランドの無能力、老年、寡婦孤児保険(1) 成人男子を最高報酬のクラスにおき成人女子を次位におく。		○原則として男女は各自の基本報酬に比例した掛金を支拂う。その比率は両性につき同一。 【例外】 ○英本國及びアイルランドの健康保険、失業保険(1) 掛金率は性により異なる。又失業保険の場合には年令で変化する。 (2) 賃給額も男女について異なり、賃金は考慮せられていない。 ○英本國及びアイルランドの健康保険(1) 両性は保険統計の目的のために分類される。婦人の掛金率は男子より低く、或る既婚婦人は結婚し男子に比して雇率が高いため受給率は非常に低くされている。 (2) 英本國では既婚婦人と未婚婦人の間に一層の差別がある。即ち両者は同じ掛金を支拂うが既婚婦人は結婚し雇率が高いためより低い給付を受ける。 ○英本國の老年並に寡婦孤児保険及びアイルランドの寡婦孤児保険(1) 婦人の掛金率は男子の半分である。 ○英本國及びアイルランドの失業保険(1) 男女につき掛金及び給付の率が別になつてゐる。		○原則として社会保険の経営には男女は同等の参加権を有する ○英本國及びアイスランド(1) 保険企業体のスタッフについて政府が任命した人々の中に婦人が含まれるべきことと法律で規定してゐる ○一九三三年國際労働機関の勧告(第四号)(1) 無能力者、老年及び寡婦孤児保険に關する一般原則は同様を規定を有してゐる	

受ける者		労働者	
家族		労働者	
子		労働者	
○ 大多数の場合子供は父の死んだ場合でも母の死んだ場合でも区別なく自動的に 「又扶養されていた」という証ににより補償を受ける		○ 労働者補償若くは傷害補償では負傷労働者には与えられる給付は其の能力の程度 及び基本報酬の如何による 「男女につき異つた取扱をまてゐる例」―― ○ ノルウエイ、ポーランド、一定のグループの婦人について基本報酬が低いときは 補償もまた低いことゝされた ○ スマニヤ、男子のみに対して補償の最小限の率を設けてゐる 「被養者のある負傷労働者」 ○ オーストラリアの二州では被養者のある負傷労働者（但し婦人を除く）のために 特別の規定がある △ 南オーストラリアの子供のある既婚男子並に寡夫及び子供の無い既婚男子のた めに特別の最小限率の規定されてゐる △ ニューサウスウェルズ、無能力になつた男子は妻若くは彼の子供を世話する女 子たる被養者のために追加の給付をうける	
○ ドイツ、父の保険は嫡出子及び父が認定された非嫡出子のために給付若くは年 金を支払う。母の保険は事実上扶養してきた子供達のためにのみ給 付や年金を与える（民法の規定と対照）		○ オーストリア、エストニア、フィンランド、ドイツ、ハンガリー、ラトヴィア、リトアニア、ポ ーランド、多くの国では寡婦が全条件に給付をうけるに拘らず寡夫 は自分が無能力になり妻に扶養を受けていた場合にのみ給付を受 ける ○ フラジル、チリ、コスタリカ、チエソ、ロウ、アキヤ、イタリ、ノルウエイ、ルーマニア、 ウルグワイ、寡夫はこれまで妻の扶助を受けてゐようかいまいが無 能力になつてゐるならば補償を受ける ○ ネーデルラント、ホルトカ、アメリカ合衆国の十八州、妻に扶助を受けてきた寡夫 は被養者の理由を問わず補償を受ける ○ デンマーク、センプル、寡夫はもし妻が実質的に家族の扶養に貢献してきた のであるならば補償を受ける ○ カナダの三州、寡夫は年金だけしか与えられないのに寡婦は年金に加えて一定の 額を受ける ○ ネーデルラント、寡婦は無条件に亡夫の報酬の二〇％に等しい年金を受け取る資格 があるが寡夫は妻に扶助を受けていた場合にのみ給付を受けるので あり、而も妻の報酬の二〇％を最高限としてその範囲内で妻が彼を扶 養する下めに定期的に貢献していた実際の額のみに受けるにすぎない ○ チェコスロヴァキヤ、ネーデルラント、ユーゴスラヴィヤ、寡婦も寡夫も寡婦と して若し再婚するならば年金を別奪されるが婦人の年金は男子には 与えられぬ一定額の給付の支給で以て終結となることもある ○ アメリカのニューハンプシャー州、寡婦は若し彼女が事実上夫に養われていたので あるならば補償を受ける資格があるが寡夫は決して補償を受け得ない ○ ドイツ、無能力になつた男子が死んだ場合、いかなる理由の死についてでも五〇％ま で若くは業務上の事故の結果として死んだ以上彼の寡婦は一定額の 給付を受ける。然し寡夫には何等相当する給付はない	
○ ハンガリー、男子の保険は嫡出子及び父が認定された非嫡出子のために支給す るが婦人の保険も同様である			

Small text at the bottom of the page, likely a page number or reference.

老除得被五子老漢油 者險保

[Faint header information at the top of the page]

報 載

夢 美

7

11

11

5

の子一

算

...

市

Y

1

4

...

10

結婚した場合は、婚姻の継続が一年以内で被保険者の業務をやめる場合に達し ていない場合、年金の十分の九を引出して保険を清算するか又は将来被 保険者に由り意欲に至つたとき即時完全な保険資格を回復するかの 何れかを擇ぶことが出来る。又かゝる復讐による権利の回復がある いはば年金命令に達したら掛金の十分の九を要求することが出来る がアキヤハ通格期に達した婦人労働者は仕事をやめようかやめまい か持参金を受取るものであり而も年金取得権には何等の変化をも加え ない。	英本國男子の老年保険のみが年金命令の配偶者のために同額の年金を支払ふこ とをしてゐる。
○英本國及びユーゴスラビヤの年金組織は寡婦は年金とか貧困とか労働能力とか に拘わりなく年金を受けけるが寡夫はいかなる事情においても資格を 得るを得ない。	○アルゼンチン、ブラジル、ウルグワイの俸給生活者のための年金組織は寡婦は夫の 保障によつて無条件に年金を受けける資格があるが寡夫の年金は労 働の不能程度の如何による。
○オーストリア、チェコスロヴァキヤ、ドイツ、ハンガリー及びポーランドの俸給生活者 のための年金組織は病身の寡夫が妻によつて扶養されてゐたといふ ことを証明されることにより必要である。	○ドイツ、ハンガリー、ルクセンブルク、ポーランドの手工労働者のための寡婦孤児保険 は寡婦は劳动能力になり若くは年金命令に達する場合（チェコスロ ヴァキヤ、及びポーランドでは六十才その他の国では六十五才） 或いは又子供を扶養しなければならぬ場合（オーストリア、チェコ スロヴァキヤ、ルグゼンブルク）年金を受けける資格がある。 然るに寡夫は妻が死んだときに無能力になつてゐてもそれまで妻に扶 養されてゐた場合には、年金を受け得る。又これらの諸口では男子の 保障は常に彼の寡婦のために彼女が年金命令に達すると老年年金を 与えるが、婦人の保障は彼女の寡夫のためは何らのかゝる給付を保証 しない。
○ベルギーは親族たる夫がある婦人はもし年金命令に達する以前に死亡するとき は彼女の保障は夫に年金を支払ふものとすることからできる。	○スイス、フランス、イタリアの俸給生活者のための保険及びポーラン ドの知的労働者のための年金賦課金は著しい一定額の給付を受ける。 この終結に際して三年間の年金賦課金に著しい一定額の給付を受ける。
○ネーデルランドは被保険男子の子供を残して死ぬ場合、子供達は年金を受けける資格 がある。被保険婦人が死んだ場合はその子供達は父が死亡してゐると き若くは彼等の扶養者が母であつたときには、その年金を受けける資格が ある。	○ドイツ、ハンガリー、孤児年金及び子供のための年金の追加は傷害保険の場合と同 様親等の嫡出及び非嫡出の子供達のための父母のどれか一人の責任に 關する民法の規定と同じに決せられる。
○ドイツの俸給生活者のための年金組織は被保険婦人が無能力者保障から給付を受けず に死に年金を受けることからいへば遺族年金を支拂ふならば、その遺族金 は其金と償還してもらう資格がある。	○英本國及びアイスランドは父の保障は彼が死んだ場合にそれは彼の寡婦に支払われる年金の追加 として子供達のための手当を支払ふ。 又若し妻が夫より前に死んだときは妻が引續いて死ぬ場合、孤児年金を 支ふる。

- (3) 母の保険は彼女が死ぬときに父が生きている子供達には何らの手当と与えない
- (4) 父の保険は父が引續いて死ぬ場合には孤児年金はない。父が母よりも前に死んだ場合にはのみ子供に對し孤児年金がある。

失

○英本國及びアイルランドに掛金及び給付は男子よりも婦人に低く既婚婦人は一定の條件の下ではじめて給付を受けるにすぎぬ。

その條件

△英本國に引續き長く被保険職業についていようとする意志をもつた常駐者になることを要し、仕事をいつけるについて正当な考慮を払っていることを立證する必要がある。

△アイルランドに

既婚婦人は自力で生活するか若くは他の者に扶養されてゐるか必要である。

④ 独身婦人及び寡婦は被養者としてゐるか又は特別の要求に掛金を要求する事実を通過したのでなければならぬ。

○ベルギーに (1) 完全に失業してゐる既婚婦人は彼女が家庭の長でなければ給付を受けることは出来ない。

(2) 部分的に又は断続的に失業してゐる既婚婦人は家庭の長でなくとも給付を受けることができ、その場合既婚男子と同率ではないこととは勿論二十五才以上の独身男子とさえも同率ではなく家族が在り男子及び十八才から二十五才までの間の男子の率による。

○ドイツに既婚婦人は貧困証明書を提出しなければ給付を受けることはできない。

保

○ニュージーランドの組織非保険と失業救済との間の或るものがある。本来男子のみを對象としていたが後に至つて女子のためにも規定が設けられるに至つた。

失業救済のための賦課金は婦人にも課される。

△婦人失業委員会

失業婦人には独身男子に与える額の十分の七に等しい額まで現金手当を与えることができ、又自由に食事を供給し、現物給与をなすことも出来る。

椅子 / 供 與 (五)

國 名	椅子 / 供 與	備 考	國 名	椅子 / 供 與	備 考
アメリカ合衆國			ウァージニア	椅子 3人 = 1個	工業 商業
アラバマ	椅子	商業	ワシントン	〃 1人 = 1個	〃
アリゾナ	〃 3人 = 1個	工業 商業	ワイオミング	〃 1人 = 1個	〃
アーカンソー	〃	〃	ワイリッピン	〃	〃
カリフォルニア	〃 1人 = 1個	〃	ウイスクンシン	〃	〃
コロラド	〃	〃	英 國	〃 3人 = 1個	作業場
ノースダコタ	〃	商業		(作業 = 差支へキ限り充分 = 使用セムル)	
イリノイ	〃	工業 商業		〃	工場
インディアナ	〃 1人 = 1個	〃	オーストラリア	〃 使用人員ト同数	
カンサス	〃	工業		(作業 = 差支へキ限り使用セムル)	作業場及附属作業所
メリーランド	〃	商業	カナダ		
ルイジアナ	〃 3人 = 1個	工業 商業	アルベールタ	〃 1人 = 1個	
マサチューセツツ		〃		(〃)	作業場
ミシガン	〃 1人 = 1個	〃	ブリタニッシュコロネア	〃	〃
ミネソタ	〃	〃	マニトバ	〃	〃
ミズリー	〃	〃	ニューブランズウィック	〃	〃
ニュージャージー	〃	〃	ノーバス・ソタア	〃	〃
ニューヨーク	〃 1人 = 1個	洗濯所	オンタリオ	〃	〃
	〃 3人 = 1個	商業	ケベック	〃	使用人10人以上・作業場
オハイオ	〃 1人 = 1個	工業 商業	フランス	〃	作業場及附属施設
オクラハマ	〃	〃	ドイツ	〃	定 = ヨツテ動カス機械作業
オレゴン	〃 1人 = 1個	〃	スペイン	〃 使用人員ト同数	作業場 事務所 工場
ペンシルヴァニア	〃 3人 = 1個	〃			
ユタ	〃	商業			

注 1939年 國際労働事務局調査

國 名	作 業 = ヨ ル 制 限	年 令 = ヨ ル 制 限	重 量 = ヨ ル 制 限
サスカチュワン フ ラ ン ス	全鉱山 = 於ケル地下作業及ヒ地上ノ重作業 鉱山 = 於ケル地下作業 採砂場 = 於ケル作業 三輪自動車、手押トロンコ、手車 = ヨル貨物ノ輸送	18才以上	貨物ノ持上運ビ 20kg以上 車ノ重サヲ含ム貨物ノ輸送 1.「レール」=ヨル「トラック」デ 600" 2.手押一輪車 = ヨル 40" 3.二輪ノ手車 = ヨル 150"
ト イ ツ	製糖工場 = 於ケル重量物ノ運搬 煉瓦工場 = 於ケル機械重作業 高熱場 = 於ケル作業 (煉瓦工場・ヒツコリ工場・製糖工場 = 於ケル重作業及ヒ工場 = 於ケル高熱金属ノ取扱ヒ圧延作業) 鉱山及建築業、濃青、ブリキ工場 = 於ケル重量貨物運搬 鉱山炭坑、金ノ採取、地下採鉱 採石所 = 於ケル作業 演習電話作業 = 於ケル機械重作業ノ禁止 製靴工場 = 於ケル重作業	16才以上 21才未満	三、四輪車 = ヨル貨物ノ輸送 60"
ホ ー ラ ン ド	重量物ノ運搬 船ノ積荷 積下シ作業 鉱山 = 於ケル地下作業 木枝工場 地下鑛車 採石所 陶器工場 ガラス作業 下水(橋梁修理) 井戸堀 金属工場 鋪石作業 汽缶・鉄罐ノ鉄締メ 汽罐手、火夫トシノ手 = ヨル連絡移動 足場作業(取付取外シ)	18才以上	荷物ノ持上ケ 持運ヒ手押 1.平坦面 30" 2.斜 面 15" 車重ヲ含ム貨物ノ運搬 1.手押車 400" 2.手押一輪車 50" 3.手車 100" 4.上斜面ノ難路ハ禁止
ス イ ツ ム ラ ン ド	重量物ノ持上運搬・移動 ガラス工場 = 於ケル運搬 強力ノ震動刀ヲ伴フ作業		
ス ペ イ ン	ガラス工場 = 於ケル重作業ノ作業 鉱山 = 於ケル地下作業		

注 1937年 國際労働事務局調査

國 名	作 業 = ヨ ル 制 限	条 令 = ヨ ル 制 限	重 量 = ヨ ル 制 限
ユ タ ー	鉾山 = 於ケル地下作業 燐鉾炉トソノ周囲ノ作業		
ウァー ジニア	鉾山 = 於ケル地下作業		
ワ シントン	工場 = 於ケル過重貨物ノ持上運搬		
ワ イオミシグ	鉾山 = 於ケル地下作業		
フ リツ ピン	"		
ウ イス コンシン	"		
ソ ウエント ロシア	採石所 = 於ケル作業 鉾山 = 於ケル地下作業 屠殺作業 ビルディング建設 木材工場 (伐採 鋸) 石製作業 蒸気機関 竈 作業 井戸掘り作業 潜水作業 鉄道ノ重貨物運搬 火夫連結 汽笛天 築機手	18才以上	水子面デノ手 = ヨル持運ビ 重量20kgヲ超ニシ 手押一輪車 = ヨル運搬 (最大勾配 0.02) " 50 " 三 四 輪 車 手 車 = ヨル運搬 (凹凸面ニ於ケル最大勾配 0.04) " 100 " 二 聯 手 車 = ヨル運搬 平地面 (最大勾配 0.02) " 115 " 凹凸面 (" 0.01) " 60 " 軌道上ノ「トロツコ」 = ヨル運搬 (最大勾配 0.01) 4500 " (以上車ノ重ヲ含マス)
英 國	鉾山 鉾山工場 = 於ケル重量物ノ運搬 各種鉾山ノ地下作業 陶器工場 = 於ケル重量物運搬		
オーストリア	鉄道ヲ以テ行フ鉄道附設作業 鉄道作業 = 於ケル重作業 印刷工場 溶接作業		
ベ ル キ ー	鉾山 = 於ケル地下作業 採石所 = 於ケル作業 汽笛手 = 対スル信号 船ノ積荷及ビ積下シ作業 重麻、大麻、麻織物ノ水漬作業 儀又ハ手押車 = ヨル更麻ノ運搬	21才未満	
チエソコスロウキア	鉾山 = 於ケル地下作業		
カ ナ ダ			
ア ル ベ ル タ	石炭山 = 於ケル地下作業及地下ノ重作業		
アリテイシヨロムビア	全鉾山 = 於ケル地下作業及地上ノ重作業		
ニユーフランスウイグ	"		
オ ン タ リ オ	"		
ケ ベ ツ ク			

過重作業並ニ重量物ノ取扱禁止 (四)

國名	作業ニヨル制限	年令ニヨル制限	重量ニヨル制限
アメリカ合衆國			
アラバマ	鉱山ニ於ケル地下作業		
アリゾナ	〃		
アーカンソー	採石所ニ於ケル作業		
コロラド	鉱山ニ於ケル地下作業		
イリノイ	〃		
インディアナ	〃		
メリーランド	〃		
マサチューセツツ			工場ニ於ケル重量物取扱 25 封度以上 貨物運搬 25 〃 芯取作業 60 〃 貨物運搬 25 〃
ミネソタ	炭取室ニ於ケル作業		
ミズリー	鉱山ニ於ケル地下作業		
ニューヨーク	〃		
	採石所ニ於ケル作業		
	炭取室ニ於ケル作業		
	F 110 以上ノ高熱所デノ芯取作業		
オハイオ	鉱山・採石所ニ於ケル地下作業		貨物取扱 25 〃 芯ノ製作及取扱 15 〃
	モリディング作業		
	溶鉱炉・ブラスト・ファースノ周囲ニ於ケル作業		
	F 110 以上ノ高熱場所ニ於ケル芯取作業		
	踏切番		
	郵便配達		
	タキシーノ運転手		
	鉄道ニ於ケル貨物ノ取扱		
オクラハマ	鉱山ニ於ケル地下作業		
	採石所ニ於ケル作業		
オレゴン	電信電話ノメツセンダー		
	公共メツセンダー		
ペンシルヴァニア	鉱山ニ於ケル地下作業		芯ノ製作及取扱 15 〃 芯取作業 15 〃 溶接 15 〃
	爆発物工場ニ於ケル過重物取扱		
	鉄道ニ於ケル小貨物及ハ踏切番		

深夜業禁止

國名	禁止時間	備考	國名	禁止時間	備考
アメリカ合衆國	PM AM		ソウイエット聯邦	PM 10時 6時	全婦人労働者
カリフォルニア	11時 - 6時	工場	英國	8 - 7	洗濯、印刷、映画フィルム、製作
	10 - 6	洗濯、ドライクリーニング		10 - 6	交替制ニヨル工場
コネチカット	10 - 6	工場、洗濯所、食堂、理髪店、字真館		9 - 5	鉱山、附属、工場
	10時以後	競技場、ピリヤード		10 - 5	工場
デラウエアー	10 - 6	工場、洗濯所、事務所、印刷所	ベルギー	10 - 5	工場、商業、水陸運輸、有害不健全作業
コロムビア	7 - 6	21才未満、婦人、メッセンジャー	カナダ		
インディアナ	10 - 6	工場	ブリタニッシュコロムビア	8 - 7	3人以上、機械力使用工場
カンザス	9 - 6	工場、洗濯、印刷	マニトバ	10 - 7	"
	12 - 5	エレベーター、ホテル、書記	ニューブラズウィック	10 - 7	"
マサチューセッツ	10 - 6	工場、レストラン	ノバスコシア	9 - 6	機械力使用工場、洗濯所
	6 - 6	繊維品、皮類製作	オンタリオ	6.30 - 7	1人以上使用工場、洗濯所
	10 - 5	理髪店、電話交換局、電信局等		11 - 7	商店、レストラン
ネブラスカ	12.30 - 6	工場、商業的争業所、洗濯所	ケベック	6 - 6	人口5万以上、都市、工業的争業場
ニュージャージー	10 - 6	工場、洗濯所		11 - 7	商業的争業場
ニューヨーク	10 - 6	工場 (21才以上) 洗濯所	サスカッチワン	6.30時以後	機械力使用工場、洗濯所
	9 - 6	" (21才未満)	チエゴスロバキヤ	10 - 5	工業、商業
	10 - 7	商業的争業所	ドイツ	8 - 6	10人以上使用工場
	10 - 6	人口5万以上、都市、レストラン		10 - 6	二交替ニヨルモノ
	10 - 7	エレベーター		8 - 6	パン、菓子製造人
ノースダコタ	11 - 7	"	フランス	10 - 5	工場、鉱山、採石場
	7時以後	商業的争業所	イタリア	10 - 5	工業
	午前6時前	洗濯所	オーストリア	8 - 5	工業、商業、鉱山
オハイオ	10 - 6	切符売場		10 - 5	交替制作業、場合
オレゴン	6.30時台	工場、ニ附属スル作業場	スイツシルランド	夏 8 - 5	11人以上使用、機械力使用工場
	6.30 - 7.30	裁縫、洗濯、クリーニング		冬 8 - 6	"
	6時以後	商業		10 - 5	工場法、適用ナキ同業組合
	11 - 7	エレベーター		11 - 5	郵便、電信、電話
ペンシルヴァニア	10 - 6	工場 (21才以上)		8 - 6	小規模時計製作工場
	9 - 6	各種争業所 (21才未満)			
ペルトリコ	10 - 6	従業者 (電信、電話、看護婦ヲ除ク)			
ワシントン	深夜以後	エレベーター			
ウイスコンシン	6 - 6	工場、洗濯所			
	8 - 6	1,2,3級都市、運輸、電信 (21才未満)			

注 1939年 國際労働事務局調査

国名	労働時間		休息時間		休日	備考
	一日	週	食事休息	作業休息		
ソビエト連邦	8時	時間	始業後4時間以内時間 30分-2時間	時間	毎週42時間以上 / 継続的/ 休息	智能的・事務的労働・地下労働
英 国	6					
	9	48		作業4.5時間以上 30分	土曜午後・日曜	
	10	54		" 5 "	土曜 2時以後 日曜全日 全員	鉱山
オーストリア ベルギー	8	48		" 8時間以上 場合130"		交替制 = ヨル工場
	8	44		作業8時間 = 付ノ時間	土曜午後・日曜	
	10			" 8-7 " / 女 "	日 曜	2ノ才未満 = 付
				" 7時間以上 / 女 "		
				交替制 / 場合 1/2 "		
チェコスロバキヤ	10				土曜7時-8時2時間 (工場土曜午後2時)	2ノ才未満 = 付
カナダ アルベール ブリティッシュコロンビア	8	48				
	8	48	昼食	作業午後7時マデ		
				午後5-8時間 = 更 = 1 "		
マニトバ	9	54		" 5 "		工場 洗濯所
	14	60		(作業午後7時マデ		商店
				午後7時間前 = 1 "		
ニュージーランド	10	50		作業8時間以上 1 "		
ニュースマージー	法 = 最長時間 / 限定無			作業午後7時迄マデ		
				午後5-8時 / 直 = 更 = 1/2 "		
オントリオ	10					
	8	60	午前10-12時 午後6-8時			交替制 / 場合
			昼食 1			
ケベック	10	55				
		60				人口一万以上 / 都市 / 商業的・事業場 に交替制 / 工場
サスカチワン	8	48				
フランス	10	40	1回30分2回統計時間		日曜 24時間	工業・商業
	8	40				宝石 / カット 特殊化学工場 ヒステット 野菜 / 定額 銀行 繊維工場 / 特殊 作業 工場 事務所 パン菓子製造所
ドイツ	8		昼食 / 時間半未満 (10人以上使用工場)	作業4-6時間 女 " 6-8 " 1/2又1/2回 3時間以上 / 日 / 時間	日曜午後5時マデ (10人以上使用工場)	

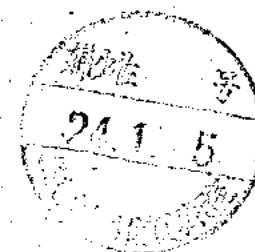
国名	労働時間		休息時間		休日	備考
	一日	週	食事休憩	作業休憩		
ノースカロライナ	9時間	48時間	時間	時間		
ノースダコタ	10	55				腐敗物取扱作業
	8	48				工場・商店・会社
	9	50	橋内 1/2	作業4時間以上要休憩	週 6 日	人口500人未満、町=居住20人
			橋外 1			
			書食 1/2	" 5 1/2 "		工場
			" 1/2 以上	" 5 "		洗濯所
			食事=充分+1時間+2分			交換手
オハイオ	8	48	有食事毎30分以上	" 5 " 1/2	"	
			無 " 1時間			
	9	54				(人口500人以上、都市、女子5人以上)
						使用事業所
オレゴン	8	44			"	綿物作業所
	8	44		" 3/4 以上	"	2人以上使用、洗濯所
	10					野菜缶詰、乾燥包帳
	9	48				商業
	9	48		各半日=10分6時間=付45分	禁日 旺氣業	事務
		48			"	見習看護婦
		56			最高週 6 日	工場・商業・会社
ロードアイランド	9	48			"	商業
サウスカロライナ	12	60				
サウスダコタ	10	54				
テネシー	10 1/2	57				
テキサス	9	54				
ユタ	8	48				
ヴァーモント	9	50				
ヴァージニア	10					
ワシントン	8				週 6 日	工場・商業
	8			作業6時間以上 1/2	"	洗濯所
	8		1以上		"	電信 電話
				" 5 " 30分	"	公共的+家事作業
ワイズコンシン	9	50	昼・夕各1時間以上			工場 商業 洗濯所
	9	50	正午午後6時深夜12時	食事時間無 76時間以上連続		腐敗品取扱工場
			各30分	作業禁止		
	10	55				ホテル
ワイオミング	8	48				
ペルトリユ	8	48	1	作業4時間以上要休憩		農業ヲ含ム

労働時間・休憩時間・休日 (=)

国名	労働時間		休憩時間		休日	備考
	一日	週	食事	休息		
アメリカ合衆国	時間	時間	時間	時間		
アリゾナ	8	48			全 1 日	
アーカンソー	9	54	食事 1/2	作業 6 時間以上 1/2	最高週 6 日	
カリフォルニア	8	48	"	1	"	
コロラド						
コネチカット	7	48				洗濯所 製造所
	7	52			"	公共飲食店 結髪 写真館
	8	48			"	商業
		58			"	靴 帽子 球戯場 音楽
デラウェア	10	55	食事 1/2 休息 1/2		"	
コロムビア	8	48			"	
イリノイ	8	48				
カンザス	9	49 1/2	食事 1/2		"	製造所 ペン書き所
	9	49	"	1	"	洗濯所 印刷所
	9	52	"	1	"	商業
	8	48	"	20 分以上	"	公共 家事の労働 附添婦
	8	48			週 5 日 労働 6 日	電話
ケンタッキー	10	60				
ルイジアナ	9	54	"	1		
マインネ	9	54			作業 6 時間以上 1	
メリーランド	10	60			" 1/2	
マサチューセッツ	9	48			" 3/4	
ミシガン	9	54				
ミネソタ		54				
ミシシッピ	10	60				
ミズリー	9	54				
モンタナ	8					
ネブラスカ	9	54				
ネバダ	8	48	"	1/2	週 6 日	
ニューハンプシャー	10 1/4	54				
ニュージャージー	10	54			"	
ニューメキシコ	8	48	"	3/4		
	9	56				通信運輸
ニューヨーク	8	48			"	

妊産婦保護 (-)

国名	産前産後ニ於ケル 使用禁止	任意ノ休養	授乳時間	保育施設	其、他ノ妊産婦ノ保護
アメリカ合衆国					
コクティカット	産前4週間 産後4週間				
マサチューセッツ	" 2 "	" 4 "			
ミズーリー	" 3 "	" 3 "			
ニューヨーク		" 4 "			
ヴァーモント	" 2 "	" 4 "			
ワシントン	" 2ヶ月 "	" 6 "			
ワイリソピン	" 30日間 "	" 30日間 "			
ソウエツト 聯邦		肉休等勿 産前56日間 産後56日間 事務" } " 6週間 " 6週間 知能" } 集團農場 " 1ヶ月 " 1ヶ月	3時間半毎 = 30分 (休憩外)	女子使用企業 = 付 集團農場 = 付	1. 妊婦保育中、母親 = 対スル使用制限 時向外作業、禁止 2. 平常、賃銀 = ヨル輕易作業へ、転換 3. 妊婦、使用禁止 (1) 晒作業、羊毛、洗滌作業 (2) 木材、伐採、斫作業 (3) 電気ケーブル、取付作業
英 國	" 4週間 "				
オーストリア	" 6 "	(工業、商業)			
	" 4 "	(鉄道)			
	" 6 "	(鉱業)			1. 妊婦 = 対スル地下、重作業禁止 (鉱業) 2. 妊婦進行セル状態 = アル婦人、使用禁止 (採石場)
ベルギー	" 4 "				
カナダ					
アリゾナ、コロラド	" 6 "	産前六週間			
チェコスロヴァキア	" 6 "				
デンマーク	" 4 "				
フランス	" 4 "		出産後一至間 30分迄2回 " 20分 "	女子25人以上使用工場 = 付 女子100人以上 "	
			(哺育施設アルモ)		
ドイツ	" 6 "	" 6 "	(毎日/時間或ハ30分迄2回(休憩外) " 30分迄2回(哺育施設アルモ) " 1時間 " 作業場ヲ離レルコト)		希望アル妊婦哺乳中、母親 = 対スル時向外作業、 産前7.5月間重量物運搬禁止
			(哺育施設アルモ)		
ノルウェー	" 6 "	" 6 "	" 30分迄2回 "		
ポーランド	" 6 "	" 6 "	" "	女子100人以上 "	1. 妊婦 = 対スル一ヶ月6日/休日給與 2. 妊婦中 = 於ケル使用禁止 (1) プレス作業 (2) 傾斜面 = 於ケル荷物、運搬
スウェーデン	" 6 "	" 2 "	必要ナル時向ヲ設定スルコト		



各國ニ於ケル婦人労働者ノ保護規定

- (一) 妊産婦保護
- (二) 労働時間、休憩時間、休日 ----- 1, 2, 3.
- (三) 深夜業禁止
- (四) 過重作業並ニ重量物ノ取扱禁止 ----- 1, 2, 3.
- (五) 椅子ノ供與

1939年 國際労働事務局調査